

第232回

広島県都市計画審議会議事録

日時 平成26年7月14日(月)14:00～14:35

場所 広島県庁北館4階 第3委員会室

目 次

第232回広島県都市計画審議会全体審議会	1
1 開会	1
2 議事	1
第1号議案 広島圏都市計画臨港地区の変更について	1
第2号議案 備後圏都市計画, 本郷都市計画, 河内都市計画 及び東広島都市計画 下水道の変更について	4
第3号議案 川尻安浦都市計画道路の変更について	6

広島県

第232回広島県都市計画審議会全体審議会

1 開会

開会 14:00

○司会 ただ今から、第232回広島県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、御多用のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは資料の確認をさせていただきます。本日お手元にお配りしてあります資料は、審議会次第、委員名簿、配席表、参考資料、「広島県の都市計画2014」でございます。なお「広島県の都市計画2014」につきましては、この度改定を行ったもので、参考にお配りしているものでございます。また、事前に送付した資料としては、議案集、付議案の概要があります。

資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会の進行は、審議会運営規定第5条により、会長が「会の議長」となっております。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、審議会に入ります。会の進行にご協力をお願いします。

本日の出席委員は、17名であります。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条の規程により、この会は有効に成立いたします。

それでは、第232回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。今回は、A委員とB委員をお願いいたします。

続きまして会長代理の指名を行います。

前回の平成26年2月に開催された第231回都市計画審議会を最後に、C会長代理が退任されました。会長代理は、広島県都市計画審議会条例第4条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

会長代理には、D委員を指名いたします。

なお、D委員は本日欠席されていますが、事前に会長代理の就任について、了解をいただいております。

2 議事

第1号議案 広島圏都市計画臨港地区の変更について

○会長 では、付議案の審議に入りたいと思います。

本日は、付議案件が3件ございます。

それでは、第1号議案を事務局から、ご説明をお願いします。

○事務局 都市計画課長でございます。

第1号議案の「広島圏都市計画臨港地区の変更」について、御説明いたします。本議案は、呉港において、広多賀谷地区の埋立の竣工に伴い、臨港地区を指定するものです。

付議案集は5ページからですが、スライドで説明いたします。なお、お手元の配付資料では1ページからとなります。説明時間は約5分を予定しております。

はじめに、臨港地区の概要について説明します。臨港地区とは、港湾としての機能を維持・保全し、適切に管理運営するために定めるものであり、埋立地など、土地の区域に定めるものです。都市計画区域内の臨港地区は、地方公共団体など、港湾管理者が申し出た案に基づいて、都市計画決定権者が定めることとなっており、港湾法で定める国際拠点港湾及び重要港湾に係るものは県が、地方港湾に係るものは市町が定めることとなっています。呉港は重要港湾であり、県が定めます。

次に、臨港地区を指定する効果についてです。臨港地区を指定した区域においては、港湾法によって、一定規模以上の工場などを建築する場合は、港湾管理者への届出が義務付けられます。また、道路や物揚場などの施設は、臨港地区の指定と同時に、港湾施設に位置付けられ、補助金等の交付を受けることが可能となり、これらの整備を行うことができます。また、港湾管理者は、次に説明する港湾法に基づく分区を、臨港地区内に指定することが可能となります。

分区とは、港湾管理者が、臨港地区内を機能・目的別に区分して指定するものであり、条例によって、港湾に関係のない用途の建築が制限されることとなります。本県では、旅客や一般貨物を取り扱うことを目的とする「商港区」や、工場、その他工業用施設の設置を目的とする「工業港区」、景観を整備すると共に、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする「修景厚生港区」などの分区を条例で定めております。

それでは、本議案の呉港臨港地区の変更について御説明します。

呉港は、呉市を中心とする地域における工業製品等の流通拠点であると共に、四国や周辺島しょ部を結ぶ旅客輸送の拠点ともなっている特定重要港湾です。呉市が港湾管理者で、呉・広・仁方の3つの港区がございます。呉港における臨港地区は、昭和34年に当初指定を行い、現在11地区、約385haを指定しております。

今回の変更は、図の中央、赤で示されている広多賀谷地区において、埋立の竣工に伴い、保管施設用地の確保と緑地スペースを整備することで、港湾活動の円滑化と港湾機能の確保を図るため、臨港地区を指定するものでございます。

今回の変更箇所は、昭和57年12月1日に埋立免許を取得し、平成26年1月24日に竣工認可を受けております。埋立によって新たに生じた土地を平成26年3月27日に呉市において告示し、広多賀谷4丁目の区域に編集しております。この告示をもって、土地となっております。

この図は、広多賀谷地区の拡大図で、黒線で囲まれた範囲が現在の臨港地区を示しています。赤で示される範囲は、臨港地区を追加する区域で、面積は約18haです。

このスライドは現在の写真で、赤枠が追加する区域です。広多賀谷地区では、この追加区域を廃棄物処理用地を目的として、呉市が公有水面埋立事業によって整備を行い、平成26年1月に竣工認可を受けております。

この変更により、呉港全体の臨港地区は約18ha増え、合計約403haとなります。

なお、港湾管理者は、港湾法の規程により、分区を定めることができますが、今回は同時に分区を指定いたしません。スライドに示す土地利用計画に基づき、道路、緑地、保管施設などの整備が進み、区域が明確になった時点で、分区を定めることとしております。

以上が変更の内容です。

本案について、平成26年6月9日から23日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また変更案に関して、呉市から、異存のない旨の回答をいただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、何か御質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

(質問・意見なし)

○会長 ございませんようですので、第1号議案につきましては原案どおり決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 御異議ありませんので、第1号議案は原案どおりとさせていただきます。ありがとうございました。

第2号議案 備後圏都市計画，本郷都市計画，河内都市計画 及び東広島都市計画 下水道の変更について

○会長 続きまして、第2号議案を事務局から説明をお願いします。

○事務局 第2号議案「備後圏都市計画，本郷都市計画，河内都市計画及び東広島都市計画下水道の変更」について御説明します。

付議案集の17ページからですが、スライドで説明いたします。お手元の配付資料では7ページからとなります。説明時間は約6分を予定しております。

スクリーンには、今回の変更に関係する備後圏都市計画，本郷都市計画，河内都市計画，東広島都市計画区域における，沼田川流域下水道へ流入する公共下水道の排水区域を黄色で示し，沼田川流域下水道の下水管渠のうち，都市計画決定されている管渠を緑色で示しております。

沼田川流域下水道は，東広島市及び三原市を流れる2級河川沼田川水系における流域下水道です。この流域下水道に流入する流域関連公共下水道は，スクリーンの右側から，三原公共下水道，本郷公共下水道，河内公共下水道，東広島公共下水道がございます。この4つの流域関連公共下水道からの下水を，幹線管渠によって，三原市にある河口部の沼田川浄化センターに導き，処理する計画として，平成2年に都市計画決定いたしました。その後，市街化区域の編入による全体計画の見直し等によって都市計画の変更を行いながら，現在に至っております。

今回御審議いただく箇所は，三原市本郷町に位置しております。この度の変更内容は，東広島公共下水道及び河内公共下水道の排水区域の変更に伴う，沼田川流域下水道の幹線管渠の変更でございます。

排水区域の変更部分を拡大します。赤色で示しておりますのが，この度，排水区域を追加する東広島中核工業団地，高屋東地区工業団地及び広島空港流通工業団地であり，合計で124.2haの追加となっております。

この3団地については、現在、それぞれの汚水処理施設で個別に処理を行っております。既存の施設が更新時期を迎えたことに併せて処理方針を検討したところ、この3団地を沼田川流域下水道へ編入することによって、効率的な汚水処理が行えること、また、この区域を編入しても、沼田川流域下水道の処理能力を超えないことから、沼田川流域下水道の全体計画の見直しを行いました。

ここで、幹線管渠の位置の変更について説明します。幹線管渠は、国の指針により、排水区域、概ね1,000haを超える区域を担う管渠の位置を決定することとなっております。従いまして、1,000ha未満の排水区域を受け持つ管渠は決定しないこととなります。

模式図で説明しますと、赤色の幹線管渠を設置する場合、A町のA排水区域が流入する合流点①も、B市のB1排水区域が流入する合流点②においても、排水区域の合計は1,000ha未満ですが、B市のB2排水区域が流入する合流点③での排水区域の合計は1,000haを超えることから、処理場から合流点③の区間の幹線管渠の位置を、都市計画決定することとなります。

このスライドでは、この度の沼田川流域下水道における現計画の排水区域を黄色、流域下水道の整備済幹線を青色で表示しております。現計画の幹線管渠は、黄色の排水区域のうち、上流側の網掛け部分が合計概ね1,000haとなります。この網掛け部分の汚水を流す管渠は、都市計画に位置付ける必要がなく、これを超える、下流の区域を担う管渠の位置を都市計画決定しております。

この度の東広島公共下水道及び河内公共下水道の各々の排水区域の変更により、赤色の排水区域が新たに追加されることとなります。これにより、合計1,000haの排水区域の範囲が上流に移ることとなり、図の中ほどに赤で示したように、幹線管渠の終点位置が上流側に変更となります。

拡大しますと、1,000haを超える排水区域が上流側に拡大したことにより、幹線管渠の終点が約440m上流に変更となるものでございます。

なお、管渠は既に整備されていますので、この変更により幹線管渠の工事を新たに行うものではありません。また、当地区の住居表示が変更になったことに伴い、幹線管渠の終点位置の表示が「三原市本郷町本郷」から、「三原市本郷南六丁目」へと変更しております。

本案件につきまして、平成26年6月2日から6月16日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また東広島市、三原市からは、異存ない旨の回答を得ております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。それではただ今の説明につきまして、御質問あるいはご意見がありましたらよろしく願いします。

多少、わかりにくい案件のような気がしますが、よろしゅうございますか。特にご質問はございませんか。

(「ありません」の声)

○会長 特にないようですから、第2号議案については原案通りと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。ご意見、御異論、御異議がありませんので、第2号議案は原案どおりとさせていただきます。

第3号議案 川尻安浦都市計画道路の変更について

○会長 続きまして、第3号議案を事務局から御説明お願いします。

○事務局 それでは、第3号議案の「川尻安浦都市計画道路 安浦駅北線及び駅前三津口線の変更」についてご説明します。付議案集の31ページからですが、スライドで説明いたします。なお、お手元の配付資料では11ページからとなります。説明時間は約4分を予定しております。

スクリーンには、安浦駅北線と駅前三津口線の路線位置図を示しております。黒色の破線で示しているのがJR呉線です。

今回変更する2路線について御説明します。

安浦駅北線は、鉄道により分断された呉市安浦町の市街地の一体化を図る道路として、平成元年8月に当初決定した路線であり、その後の変更により、国道185号と安浦町市街地北部を結ぶ道路となっております。

駅前三津口線は、安浦町市街地中心部を東西に結び、市街地景観の形成、賑わいの創出を図り、交通を円滑に処理する都市内道路として、昭和40年12月に当初決定している路線であります。その後の変更により、安浦駅と安浦町市街地東部とを結ぶ道路となっております。

変更理由について御説明します。今回変更する2路線の変更区間は、図の右下側に広がる、三津口湾にある埋立地に隣接しており、埋立地では、当時、レクリエーション活動の場として総合スポーツセンターの整備が予定されていました。しかし、大規模太陽光発電所が平成25年3月に着工、平成26年3月に完成しており、埋立地の土地利用は当時と異なるものとなっております。このため、当初計画と比べ、埋立地から発生する自動車及び歩行者等が少なくなっていることから、埋立地周辺に位置する2路線の道路計画の見直しを行いました。

変更区間の周辺を拡大します。スライドの右側の平面図で、右下の薄紫の部分が埋立地で、総合スポーツセンターの計画であったものが、太陽光発電所が完成し、土地利用が変わっております。この状況変化に伴い、南北方向の安浦駅北線と、東西方向の駅前三津口線の道路計画の見直しを行いました。

安浦駅北線については、歩行者数の減少により、埋立地に接する南と北の交差点の間の歩道幅員を、3.0mから2.5mに縮小し、道路区域の変更を行っております。また、駅前三津口線との交差点について、車両交通量の減少により、交差点の円滑な交通処理ができる状況にあることから、右折車線を削除しております。

駅前三津口線については、図の左側の一般国道185号安浦バイパスとの交差点から、図の右側の安浦駅北線との交差点までの区間について、土地利用状況の変化から、車道幅員を3.5mから3.25mへ、及び歩道幅員を3mから2.5mへ、それぞれ縮小する見直しを行っております。また、先ほどの安浦駅北線の右折車線を削除することから、これに伴う交差点部分の区域の変更を行っております。

その他の変更内容として、駅前三津口線は、幅員17mの区間を10m廃止することにより、路線を代表する幅員が16mから12mに変わることから、路線名称のうち路線番号を「3・4・2」号から「3・5・2」号に変更しております。

こちらは安浦駅北線の変更内容を示す新旧対照図です。黄色が削除する区域、緑色が現計画通りの区域です。

こちらは、安浦駅北線の変更区間の標準横断図です。この横断図が終点である北の交

差点部を、下側の横断図が起点側である南側の交差点部を示しております。

こちらは、駅前三津口線の変更内容を示す新旧対照図です。

こちらは、駅前三津口線の変更区間の標準断面図です。

以上が変更の内容です。

本案について、平成26年6月9日から6月23日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、変更案について、呉市から、異存のない旨の回答をいただいております。

以上で、第3号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**会長** ありがとうございます。都市計画道路の変更、縮小ですが、それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、あるいは御意見がありましたらお願いします。

○**E委員** すいません、質問を1つさせていただきます。

特に反対というわけではないのですが、今回のご提案は、社会情勢の変化に応じて、幅員を狭めるというご提案だと理解したのですが、社会情勢の変化についていうと、土地利用が変わったことを原因にされていましたが、一方で、今、至るところの歩道で自転車とのスペースの奪い合いがあって、いろいろなところで歩行者と自転車のコンフリクトと申しますか、事故等が問題視されていて、どちらかという、歩道幅員あるいは自転車専用スペースの拡大というのが、社会の情勢のように思うのですが、この場合は歩道幅員が3.0mから2.5mに縮小されるということで、その辺りの御確認をされているかどうか、質問させていただきます。

○**事務局** (スライド提示) 一般道における歩行者数というのは計測されていませんが、交差点部において、ピーク時の歩行者、自転車の通行状態を示したものでございます。歩行者数が、ピーク時1時間で、38人に対し自転車が3台、反対側の横断歩道については、歩行者数1人に対して自転車数1台という状況ですので、いわゆる大きな都市部のように輻輳している状況ではないと判断し、自転車及び歩行者については、歩道幅員を狭めても、安全に通行が可能と考えています。

○**会長** よろしゅうございますか。

○**E委員** はい。

○**会長** ありがとうございます。そのほか、ご質問等ございませんでしょうか。

特にございませんようですから、第3号議案につきましては、原案通りと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。御異議がありませんので、第3号議案は原案通りといたします。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○司会 ありがとうございました。

次回の審議会は、11月頃を予定しております。議案や日程等を調整次第、ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

御忘れ物のごさいませんよう、お帰りください。本日はありがとうございました。

閉会14:35